

送信年月日	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
通信日付印						

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日  
年 月 日

殿

所在地 (本府が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	(電話)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	( 兆 十億 百万 千 円 )
法人名 (ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	前期末現在の 資本金等の額	
代表者氏名	経理責任者氏名			

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分 の 道府県民税 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税		道府県民税			
前事業年度の事業税額(55)の金額	⑧	前事業年度の法人税割額(33)の金額	①		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	②		
所得割額(56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		
付加価値割額(57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩				
資本割額(58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪				
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		この申告により納付すべき法人税割額	④		
収入割額(59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 円 × $\frac{⑤}{12}$	⑤		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				この申告により納付すべき道府県民税額 (④ + ⑥)	⑦
所得割額(60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬				
付加価値割額(61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭				
資本割額(62) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮				
収入割額(63) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯				
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額(70)の金額	⑰				
特別法人事業税額(⑰ × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑱				
予定申告税額(⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑱)	⑲	この申告の期間	・		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	前事業年度の期間	・		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額(⑲-⑳)	㉑	通算親法人の事業年度の期間	・		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒				

備考

関与税理士署名 (電話)

送信年月日 確認 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分  
 通信日付印

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日  
 年 月 日

殿

所在地 <small>(本府が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	(電話 )	事業種目	円
(ふりがな)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	( )
法人名		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
(ふりがな)	(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額	
代表者氏名	経理責任者氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分 の 道府県民税 特別法人事業税 の 予定申告書 ※

事業税			道府県民税			
前事業年度の事業税額 (55)の金額	⑧	円	前事業年度の法人税割額 (33)の金額	①	円	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )			
所得割額 (56× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑨	円	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	②		
付加価値割額 (57× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑩			③	0.0	
資本割額 (58× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑪			④		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			この申告により納付すべき法人税割額 ②-③			
収入割額 (59× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑫	円	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 円× $\frac{⑤}{12}$	⑤	月	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				⑥	円	
所得割額 (60× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑬			この申告により納付すべき道府県民税額 ④+⑥	⑦	
付加価値割額 (61× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑭					
資本割額 (62× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑮		この申告の期間			
収入割額 (63× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑯		前事業年度の期間			
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額 (70)の金額	⑰		通算親法人の事業年度の期間			
特別法人事業税額 (17× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ )	⑱					
予定申告税額 (⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑱)	⑲					
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	0.0				
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲-⑳	㉑					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒					

備考

関与税理士署名 (電話 )

# 税率一覧

## ■法人府民税（均等割）の税率表

法人等の区分	均等割額（年額）	
	平成13年4月1日以後に開始する事業年度	
資本金等の額が1千万円以下である法人など（注）	20,000円	
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円	
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円	
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円	
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円	

※1「資本金等の額」とは、「法人税法第2条第16号に規定する額から無償増減資等の額を加減した額」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の24の規定により算定した金額をいいます。  
 ※2「資本金等の額」は、事業年度終了の日（ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

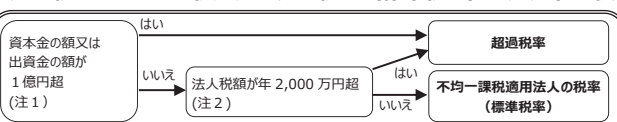
（注）

- ① 公共法人・公益法人等（地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人を除きます。）
- ② 人格のない社団等（地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限りまゝ。）
- ③ 一般社団法人・一般財団法人
- ④ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）を含みます。

## ■法人府民税（法人税割）の税率表

税率区分	税率（%）	
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
超過税率	2	4.2
不均一課税適用法人の税率（標準税率）	1	3.2

### 超過税率・不均一課税適用法人の税率（標準税率）の適用判定表



（注1）資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。  
 （注2）法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額）（申告書第6号様式又は第6号様式（その2）の⑤欄）に記載すべき額によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式〔2,000万円×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

## ■法人事業税の税率表

法人の種類	所得等の区分	税率（%）			
		R7.4.1～	R4.4.1～R7.3.31	R2.4.1～R4.3.31	
① 所得金額課税法人 （法第72条の2第1項第1号ロ）	①-1 普通法人（注1）、公益法人等、人格のない社団等 所得割	年400万円以下の所得	超過 3.75 標準 3.5		
		年400万円を超え年800万円以下の所得	超過 5.665 標準 5.3		
		年800万円を超える所得	超過 7.48 標準 7		
		軽減税率不適用法人	超過 7.48 標準 7		
		①-2 特別法人（注1-2） 所得割	年400万円以下の所得	超過 3.75 標準 3.5	
			年400万円を超え年800万円以下の所得	超過 5.23 標準 4.9	
	年800万円を超える所得		超過 5.23 標準 4.9		
	軽減税率不適用法人		超過 5.23 標準 4.9		
	② 外形標準課税適用法人（同項第1号イ） 所得割		年400万円以下の所得	超過 1.18 標準 1	0.495 0.4（注4）
			年400万円を超え年800万円以下の所得	超過 1.18 標準 1	0.835 0.7（注4）
		年800万円を超える所得	超過 1.18 標準 1	1.18 1（注4）	
		軽減税率不適用法人	超過 1.18 標準 1	1.18 1（注4）	
付加価値割		超過 1.26 標準 1.2	—		
資本割		超過 0.525 標準 0.5	0.525 —		
③ 電気供給業（④及び⑤を除く）、導管ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人（同項第2号） 収入割	超過	1.065			
	標準	1			
④ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う法人（⑤以外の法人）（同項第3号ロ） 収入割	超過	0.8025			
	標準	0.75			
⑤ 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を行う外形標準課税適用法人（同項第3号イ） 収入割	超過	1.9425			
	標準	1.85			
	超過	0.8025	0.8025		
	標準	0.75	0.75（注4）		
	付加価値割	超過 0.3885 標準 0.37	0.3885 —		
	資本割	超過 0.1575 標準 0.15	0.1575 —		
⑥ 特定ガス供給業を行う法人（同項第4号） 収入割	超過	0.519	本表の③を参照		
	標準	0.48（注4）	—		
	付加価値割	超過 0.8085	—		
資本割	超過 0.336	—			

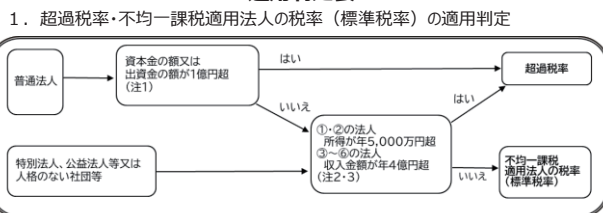
（注1）特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条の2第7項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。

（注2）特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、左表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は6.095%（標準税率5.7%）が適用されます。

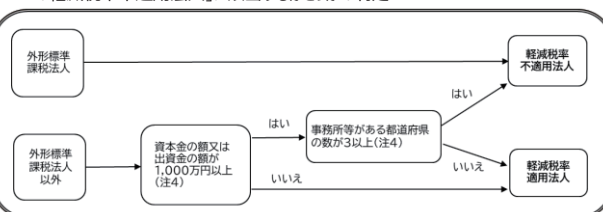
（注3）令和4年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税適用法人は軽減税率不適用法人です。

（注4）大阪府では法人事業税への適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算に用います。

### 適用判定表



### 2. 「軽減税率不適用法人」に該当するかどうかの判定



（注1）資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在の額で判定します。

（注2）所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあつては分割前の所得又は収入金額）（申告書第6号様式の⑤欄）若しくは⑥欄に記載すべき額又は第6号様式（その2）の⑤欄、「⑥欄」若しくは⑥欄に記載すべき額（当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額）によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算式〔5,000万円（又は4億円）×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

（注3）所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超のいずれかで判定するかどうかは、①・②の法人にあつては所得（申告書第6号様式又は第6号様式（その2）の⑤～⑥欄）に記載すべき税率は「⑥欄」の金額により、③の法人にあつては収入金額（申告書第6号様式又は第6号様式（その2）の⑤欄）に記載すべき税率は「⑤欄」の金額により、④・⑤の法人にあつては収入金額（申告書第6号様式（その2）の④～⑤欄）に記載すべき税率は「④欄」の金額によりそれぞれ判定します。

（注4）軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）の現況により判定します。

## ■特別法人事業税の税率表

課税標準	法人の種類（事業税の税率表の区分）	税率（%）	
		R4.4.1～	R2.4.1～R4.3.31
基準法人所得割額	①-1 所得金額課税法人（普通法人等）	37	
	①-2 所得金額課税法人（特別法人）	34.5	
基準法人収入割額	② 外形標準課税適用法人	260	
	③ 電気供給業（④・⑤を除く）等を行う法人	30	
	④・⑤ 小売・発電事業等を行う法人	40	
	⑥ 特定ガス供給業を行う法人	62.5	本表の③を参照

### 税額＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率

※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

※令和元年9月30日以前に開始する事業年度は、地方法人特別税が適用されます。

地方法人特別税の税率については、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府ホームページ：府税あらかると「税率一覧」

